

住みよく
暮らしたい

安心して
暮らしたい

そんな町にするために

社会福祉協議会は応援します!

社会福祉協議会は、『地域の支え合い』の仕組みづくりの構築に向けて、様々な事業を展開しています。各事業の内容等について紹介いたしますので、ご覧ください。

皆さんの地域で

こんなことが
起きていませんか?

- 高齢者の孤立や引きこもり
- 悪質商法などの消費者被害
- 高齢者や児童への虐待…

こんな方
いらつしゃいませんか?

- 介護に悩んでいる高齢者…
- 認知症ケアに悩んでいる方…
- 話し相手がいな
い高齢者…

気軽にちょっとした
お願いできますか?

- 電球の取り替え…
- 草刈り…
- 買い物…
- 掃除、洗濯…



今“地域での支え合い”が
あらためて注目されています

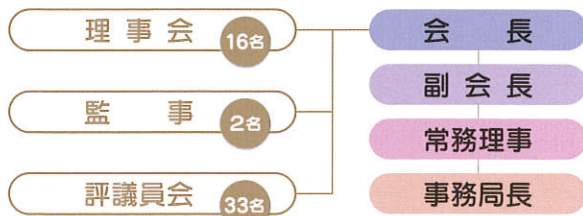
- 近年いわれ始めた“近所づきあいの希薄化”
- 核家族化・少子高齢化などにより、家族構成も変化しています。
- 何気ない地域での暮らし… 実は“近所づきあい”によるところも多いにあったのでは。
- 例えば、ちょっとしたお願いができること、ちょっとした相談ができること。
- ご近所との顔なじみの関係があることにより、様々な不安を解消してくれることがあります。



岩美町社会福祉協議会は 町民皆様の参加と協力を得て 福祉のまちづくりを進めています。

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年制定）での地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、地域の住民やボランティア、福祉・保健医療・教育等の関係者及び行政機関の参加・協力を得て福祉のまちづくりを進めています。

本協議会の組織は、理事（執行機関）、監事（監査機関）、評議員（議決機関）及び総務福祉課、在宅福祉課で構成しています。



総務福祉課

総務福祉係、庶務会計係

岩美町老人福祉センター管理運営

介護予防拠点施設たきさん温泉（指定管理）

在宅福祉課

訪問介護係、居宅介護支援係、通所介護係、庶務法制係



町民皆様に支えられた『社協会員制度』

町民の皆様には、本協議会の目的に賛同していただき、その目的の達成のために必要な支援をお願いする『社協会員制度』を定めています。社協会員として、各世帯単位でのご加入をお願いしており、ご負担いただく『社協会費』は、本協議会運営の貴重な財源とさせていただいております。

一般会費 年額 一世帯 **1,000円**

賛助会費 年額 一 □ **1,500円**



地域組織づくりを始めとする様々な事業やボランティア活動、日常生活を支援する事業に使われます。

本協議会の財源は「社協会費」の他に、

「町からの公的補助金・委託料」「事業収入」「寄付金」「共同募金配分金※」などがあります。



※本協議会は、岩美町共同募金委員会の事務局を担い、毎年10月1日から全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動も実施しています。この運動は、都道府県ごとの社会福祉協議会や民間福祉施設・団体、NPO法人やボランティア団体が行う福祉事業の資金確保になっています。本協議会が実施している多くの地域福祉事業もその配分金を財源とさせていただいております。

赤い羽根共同募金 戸別募金 一世帯 **600円**

歳末たすけあい募金 戸別募金 一世帯 **200円**

支え愛ネットワーク構築事業



事業の趣旨

岩美町では、町民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、自治会を中心に町防災部局を始め、関係機関・団体等が連携し、自主防災組織の設立を推進しています。

このような動きのある中で、岩美町地域包括支援センター（福祉課）と岩美町社会福祉協議会では、自主防災組織の設立と併せて、平常時における要援護者（高齢者・障がい者等）の見守りも含め地域力向上を目指すことを目的に、「支え愛ネットワーク構築事業」を実施しています。

住民が主体となった地域見守りネットワークの構築に向けて

高齢者、障がい者の方などの公的な福祉サービスの充実は図られていますが、サービスが提供されるには、その方にサービスが必要であることが発見されなければサービスにつながりません。また、現在の多様な福祉ニーズに対応するには、公的な支援だけでは、困りごとを抱えた方の問題が全て解決するわけではありません。このような中、自らSOSが発信できない方、困っていても、どうしたらよいのか分からない方を早期に発見する、住民主体の見守り・支え合いの仕組みを地域の中で構築することが重要となってきています。

支え合う関係づくりが地域の防災機能を高めます！

自主防災活動というと、多くの方が、災害発生直後の活動を思い浮かべます。もちろん、災害発生直後の活動が自主防災組織の真価を問われるときですが、日頃から準備をしていなくては災害時に機能しません。自主防災活動には、まず、自分の地域を知ることが必要であり、普段から地域住民がお互いに顔見知りとなり、住民が連帯・協力し、支え合いの体制を作っていくことが重要です。



支え愛ネットワーク構築事業の概要イメージ図

高齢者、障がい者等の要援護者を含めた住民の地域における暮らしをトータルで支える体制の構築

岩美町地域包括支援センター

地域ケア会議をツールとした医療、支え愛を含めたネットワークの構築

役割

- 地域ケア会議の開催及び効果的運営
- 医療機関等との顔が見える関係の構築
- インフォーマルサービスも視野に入れたケアプラン指導
- 個別事例から地域課題把握、地域作り、政策形成へ発展

連携

岩美町社会福祉協議会

支え愛を軸としたコミュニティソーシャルワーク

役割

- 要援護者ニーズ把握
- 要援護者を漏れなくカバーする体制構築
- 災害時要援護者の避難支援体制の構築
- 地域防災に資する活動（地域防災力向上への取組）
- 住民を挙げた避難訓練実施（マップ・資材・備蓄の見直し）
- 集落間の防災連携の検討等（合同集落での協議・訓練等）

地域を **知って** **気づいて** 地域力・住民力をアップしましょう！

合い言葉は
地域!

地域からふれあいの輪を広げよう



地域のこと、福祉のこと……、
住民の皆さんと一緒に考えていきます。
(地区別福祉座談会)

「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい。」これは、
町民みんなの願いです。

社会福祉協議会では、地域の誰もが「支える人」「支えられる人」の役割を分担しあえる「共に支え合う福祉のまちづくり」の構築に向けて事業を展開しています。



各地区で行われている
食事サービス

地域福祉活動の推進

愛の輪運動の展開

小地域におけるひとり暮らし高齢者等を中心として、安否確認や友愛訪問などの見守り活動を近隣の方々の協力をいただきながら行っています。

ふれあい型食事サービス事業の実施

町内9地区の食事サービスボランティアグループと民生児童委員の皆さんに調理と配食をお願いし、ひとり暮らし高齢者等の方々に昼食弁当を月2回、お届けするふれあい型食事サービスを行っています。また、会食会も行い、交流も図っています。

福祉機器リサイクル貸出し事業

在宅で寝たきりの高齢者の方や障がいをお持ちの方に対し、福祉機器を貸出し、ご家族等の日常生活の便宜を図り、在宅生活の支援と介護者の負担を軽減することを目的に行っています。

手押車・杖の購入費助成事業

歩行補助器具「手押車・杖」を必要とし、身近に整えたいとお考えの方に購入費の助成（購入費の約3分の2助成）を行い、野外活動の支援をすることを目的に行っています。

あんしんコール事業の推進

地域において安心して日常生活が送れるよう、概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し健康状態の確認を含めた見守り活動を行っています。

救急キット配布事業の実施

70歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢世帯を対象に自宅で救急車を呼ぶような「もしもの時のために」かかりつけ医や病院等の情報をより早く、確実に知らせるために行っています。



ふれあい・いきいきサロン活動の推進

ひとり暮らし高齢者の方等が地域の中で気軽に無理なくをモットーに話しをしたり、歌を唄ったりなどボランティアが企画・運営をして、高齢者の方々の閉じこもり防止、認知症予防のために取り組みを行っています。



合い言葉は
参加!

私も出来ることから始めよう

今日、ボランティア活動は、福祉分野の他に社会教育や自然環境、災害支援など多くの分野に広がっています。

岩美町ボランティアセンターでは、これからの住民活動の「ちょっと」や「もっと」を応援し、手と手を取り合い、やさしいまちづくりを目標に進めていきます。

ボランティア活動に関する相談・情報提供・アドバイスなどや各種ボランティア講座などを行っています。



いわみフレッシュフェスティバル
ボランティアコーナー



高齢者ファミリーサポート
システム事業

ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティアセンターの運営

ボランティア活動における個人と個人のつながりなど、ネットワークづくりに必要な調整や働きかけを行う中で、住民や関係機関との連携を図り、地域におけるボランティア活動の中核的な推進機関となり、事業を展開しています。

ボランティアセンターの業務内容

- ボランティア団体や関係機関で組織するボランティアセンター活動推進協議会の運営
- ボランティアの需要と供給の調整業務
- ボランティア活動・行事用保険の取り扱い
- 災害ボランティアセンターの開設
- 各種ボランティア講座の開催
- 学校等のボランティア活動・学習の支援

福祉教育推進校の指定

次代を担う子どもに対して思いやりの心を育て、豊かな人間形成を願って、町内小学校3校、中学校1校、高等学校1校を福祉教育推進校として指定し、福祉教育の推進を図っています。

高齢者ファミリーサポートシステム事業の実施

高齢の方や障がいのある方が、自宅で充実した生活を送れるよう地域のボランティアを発掘し自発的な参加と協力を得て、有償ボランティア活動として、生活支援等のサービスを提供しています。

この事業の利用希望者は、「依頼会員」、また協力してくださる方は「協力会員」としてボランティアセンターに登録していただきます。

- 依頼会員：町内に居住し、在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者等と、その家族
- 協力会員：原則として、岩美町内に居住している方（町内に勤務している方も対象）

支援活動の詳細

- 支援内容：掃除・洗濯・買い物・話し相手・草取り・雪かき等
- 支援時間：午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）
- 利用料：1時間 500円（交通費及び材料費は別途負担）





相談援助活動の推進

心配ごと相談所の開設

町民の方の生活上の悩みごとや心配ごとに、民生児童委員さん等が相談に応じ、問題解決の方向付けをします。

(原則/毎月5日・15日・25日 午前9時～午後0時に開設し、人権相談、行政相談も併設しています。)



法律相談所の開設

弁護士による金銭的なトラブルや民事上のさまざまな問題等、法律についての専門的な相談に応じます。
(年間5回開設し、午前9時～午後0時までの間で、事前予約制)

地域福祉権利擁護事業の推進

判断能力が十分でない高齢者の方や障がいをお持ちの方々が、地域で安心して生活が送られるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行などを行います。

- 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談、苦情解決制度の利用手続き)
- 日常的な金銭管理 (支払いの手続き、年金、手当の手続き、預貯金の出し入れ)
- 書類等の預り (年金などの書類、預貯金通帳、印鑑等の保管)

相談や支援計画作成については無料ですが、契約締結後の支援員による援助は、支援1回ごとに利用料(1時間以内1,200円、以降30分ごとに600円の加算)が必要です。また、書類などの預りサービスは、別途月額200円が必要となります。

最近足腰が弱くなってきた

細かい字も読みづらくなったし

むずかしい話はわからん!

おかげで...

いろいろな手紙がくるがなんのことだか...

銀行へ行くのも大変

地域福祉権利擁護事業
をためてみませんか?

口座からの出金・所定のお支払いOK!

サービス利用や手続きの相談OK!

やりたすかる

生活福祉資金・離職者支援資金の貸付 (県社協受託事業)

生活福祉資金貸付制度とは、公的資金貸付として全国的に実施しているもので、資金の貸付と民生児童委員等の必要な援助指導を行うことで、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長を促すことで、その世帯が安定した生活を送れることを目的としています。

- 資金の種類: 総合支援資金、福祉資金 (緊急小口資金)、教育支援資金、不動産担保型生活資金

※各資金の詳細な内容についてのお問い合わせや、借り入れの相談、お申し込みは、本協議会にお尋ねください。

介護予防・生活支援事業の推進

あったかハートサロン事業の実施(町受託事業)

高齢者の閉じこもり防止、介護予防活動の一層の推進を図るため、創作活動や玉手箱体操等を行い、いつまでも健康で生活を送れるよう支援します。また、運営に対し、積極的にサポーターに係わりを持っていただく中で、指導技術のスキルアップを図り、サポーター自身が主導的に行える体制の整備を推進しています。

- 会場: 社会福祉協議会、介護予防拠点施設たきさん温泉
- 回数: 月2回(年間24回)
- 対象者: 概ね65歳以上で閉じこもりがちな高齢者
- 利用料: 1回 200円



高齢者自立支援事業の実施(町受託事業)

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者及び身体上、精神上または、環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し自立支援員を派遣し、必要な支援・指導を行い、自立した生活を送ることができるよう援助を行います。

- 対象者: 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の方で身体介護が必要な方
- 回数・利用料等: 1週間あたり4時間を限度。派遣期間 3ヶ月以内 1時間 400円



介護保険事業の推進

居宅介護支援事業

要介護認定を受けたご本人・ご家族の希望をお伺いし、心身の状況、環境等に応じて介護計画書(ケアプラン)を作成し、生活の質の向上を図ります。

訪問介護事業

介護支援専門員が立てた介護計画書(ケアプラン)により、利用者の家庭を訪問して、ご本人の有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を送ることができるよう家事や身体介護等の援助を行います。

認知症対応型通所介護事業

介護支援専門員が立てた介護計画書(ケアプラン)により、認知症対応型通所介護事業所たんぼぼの家に送迎し、食事や入浴、レクリエーション、生活指導のサービスを提供します。

その他の事業



福祉関係団体と事務局の運営

それぞれの福祉団体活動の運営が円滑に行われるように事務局(岩美町老人クラブ連合会、岩美町身体障害者福祉協会、岩美町赤十字奉仕団)を担い、活動に対しての支援を行います。

岩美町高齢者ふれあい福祉大会・戦没者合同慰霊祭の開催

岩美町老人クラブ連合会(福祉大会)、岩美町遺族連合会(慰霊祭)との共催でそれぞれ行います。



**1 岩美町社会福祉協議会
岩美町ボランティアセンター
(子育て支援センター内)**



2 岩美町老人福祉センター



**3 認知症対応型通所介護事業所
「たんぼぼの家」**



4 介護予防拠点施設「たきさん温泉」



**1 岩美町社会福祉協議会・岩美町ボランティアセンター
(子育て支援センター内)**

〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富645番地
 TEL ● (0857) 72-2500 FAX ● (0857) 72-3811
 E-mail ● iwamishakyo@abelia.ocn.ne.jp
 URL ● <http://www.shakyo.or.jp/hp/1319/>
 岩美町ボランティアセンター: TEL ● (0857) 73-5177

2 岩美町老人福祉センター

〒681-0024 鳥取県岩美郡岩美町岩井614番地
 TEL ● (0857) 73-0233

3 認知症対応型通所介護事業所「たんぼぼの家」

〒681-0044 鳥取県岩美郡岩美町外邑931番地
 TEL ● (0857) 72-3228 FAX ● (0857) 72-3228

4 介護予防拠点施設「たきさん温泉」

〒681-0044 鳥取県岩美郡岩美町外邑110番地
 TEL ● (0857) 72-8337



ふれあいネットワーク



社会福祉法人
岩美町社会福祉協議会